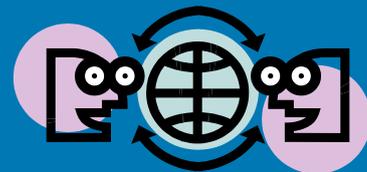




# 桐



大東文化学園教職員組合連合機関紙  
2016年4月5日発行 第1101号

大東文化学園教職員組合連合  
〒175-8571 板橋区高島平1-9-1  
tel/fax. 03-3935-9505

組合ホームページ  
<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>



Facebook  
大東文化学園  
教職員組合連合  
Twitter  
@daitounion

## この号の内容

- 1 連合代議員総会報告
- 2 春闘要求書全文掲載

## 連合代議員総会開催される！

春闘要求を決定する連合代議員総会が3月23日午後6時から9時まで1号館地下組合事務室にて開催されました。代議員の出席者4名、委任状7通（うち有効4通）のもとに成立要件を満たしていることを確認したのちに経済学部社会経済学科の花輪宗命氏を議長に選出し、2016年春闘要求書について執行委員会原案をもとに審議を行いました。

可処分所得が減少する中、20年以上にわたりベースアップが行われていない現状にどう取り組んでいくのか。春闘アンケートでも学園の財政を考えれば要求できないのではないかという意見もある中で、学園の財政状況を分析し、実態を把握した上で果たして本当にベアは不可能なのか、配分を見直して若年層や子育て層に手厚くすることは可能ではないのかを指摘、提案し、春闘に臨むことを確認しました。3月9日（水）に開催された組合主催の「学園財政分析研究会」では学校法人特有の活動別の収支差額を見ることによって学園の財政状況を確認しました。財政状況に関する記事は詳細に別の号の「桐」に掲載する予定ですが、それによれば、帰属収支は昨年度は赤字であったものの、減価償却費や退職金積み立て、3号基本金の積み立てなど、潤沢な積み立てがある一方で、借入金などは大した額ではなく、帰属収支が赤字になっている理由の一つは各種積立金が膨大な額に上っていることから生じた結果と言えます。学校会計基準が切り替わったものの、依然として赤字基調の財務状況を演出することで、学園財政がひっ迫しているように見せているものと思われます。

今後はさらに細かな分析に取り組み、学園全体の財務状況を丁寧に紹介する中で、今春闘の財源問題と課題について、逐一明らかにしていこうと思います。

また約20年間も続いてきたベアなし回答でしたが、その間、社会保険料などの引き上げに伴う可処分所得の減少はかなり大きな額になっています。この所得減少を補うためにも今年度のベアは不可欠です。代議員総会でも全会一致でベア要求が必要ということになりました。

何があっても安心して勤められる  
労働条件の獲得を目指します！  
春闘要求内容決定！

### 目次

- 1、連合代議員総会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～P2
- 2、2016年度春闘要求書（全文掲載）・・・・・・P3～P6

したがって、2016年度の春闘の重点課題の第一は、専任教職員・嘱託・臨時職員・アルバイト職員の給与・手当の改善です。大東文化学園の専任教職員の基本給に関しては他の私立大学と比較して低くないとはされています。しかし2015年度の私立大学教職員の可処分所得は2000年度と比較して大幅に下がっており、大東も同様の状況にあるということです。東京私大教連ニュース964号（2015年3月31日発行）によれば、この15年間で年収750万円では9.5%程度の減少、年収1050万円では6.9%程度の減少となっています。ちなみに昨年全国労組を代表する連合は2%程度のベア要求を基準とするとしましたが、大東文化学園組合連合としては、薄給の若年層に手厚くする意味で、一律2000円のベアを求め、アルバイト職員の時給についても最低賃金並の状況から1200円を要求していきます。

また助教・助手の労働条件は学部学科によって異なるとはいえ、1人暮らしでは到底生活できない生活水準であることが判明しており、余裕のある生活と充実した研究のためにもダブルワークをしなくて済むよう、20000円の引き上げを求めます。一高のクラブ指導手当・引率手当・日曜祝日出勤に関しても引き続き要求する予定です。

そうなれば原資は何処にあるのかということになりますが、現在、教育職員の役職手当は1億円を超える金額に上っています。教育職員の役職者は概して減コマ処置も取られているうえ、手当も貰うといった状況にあり、これはあまりに不公平と言わなければなりません。学部によってはそのうえに非常勤講師の仕事に行っていたケースも見られました。さらに他の私立大学と比較すると、手当自体も高く、たとえば慶応義塾大学では学部長が30000円～100000円、学科主任は5000円～20000円ですが、大東文化大学では学部長は109000円、学科主任は68000円となっています。私たちはこれらの役職手当の大幅な削減を求める一方で、基本給を手厚くすることを求めていく予定です。

この他に国から支給されているセンター入試監督業務手当がこの大学では監督業務に従事した者に支給されず、一律一時金に組み込まれて支給されています。これはセンター入試に関わらなかった教員まで支給されることを意味しており、合点がいかないことです。この改善も当然要求していきます。

ところがこれに加えて学園側は来年度から6コマ未満になってしまった際の減給を考え始めています。増コマ手当は8コマまでであるのに対し、本人の意思と関係なく受講者ゼロとなって、担当コマが6コマを切った場合に減給するというのはあまりに不条理ではないでしょうか。減給を避けるために、無理に学生に登録させるような教育的な歪みも起きかねません。これについても阻止を要求します。

第二に年々多忙化する状況の中で、これ以上の労働条件悪化を防ぐだけでなく、教育・研究・労働条件の改善を求めています。育児支援制度・介護休暇について、現在は法律に従う程度の内容になっていますが、より良い条件を勝ち得たいと思っています。この他に校舎の老朽化が近年著しく、教育や学生・生徒募集に影響が出る恐れも出てきていると代議員総会でも意見が出されました。板橋校舎の3号館の雨漏り、一高の玄関の傷み等についても修繕・改築を求めることにしました。

また今回の代議員総会では春闘アンケートの集計結果を参考にしながら、議論を進めました。春闘アンケートの集計結果につきましては次号桐1102号を特大号とし、12月下旬から行った非常勤教員の方々、嘱託・臨時職員、アルバイト職員の方々へのアンケート、2月中旬より行った専任教員、事務職員対象のアンケートの結果を掲載します。その中で自由記述の内容について、個人が特定されないような編集を執行部が加えた形で掲載いたしますので、ご記入いただいた内容がそのままの形で掲載されないこともございます。あらかじめご了承ください。

遅くまで議長・進行役を務めて戴きました花輪先生をはじめ、ご参加いただいた代議員・執行委員の皆様、ありがとうございました。総会の結果を団交に生かすべく、努力して参ります！



## 春闘要求書掲載

4月4日提出の2016年度春闘要求書を掲載いたします。

2016年4月4日

学校法人 大東文化学園  
理事長 大橋 英五 様

大東文化学園教職員組合連合  
執行委員長 沼口 博

### 2016年度春闘要求書

大東文化学園教職員組合連合は組合員の総意に基づき、下記諸項目について2016年5月9日までに、すべて、文書または適切な手段をもって誠意ある回答を行うよう求める。

#### 記

下記の要求のうち、実施にあたって規則の改正ないし制定を必要とし且つ今年度4月に遡及することが困難な項目については、速やかに規則の改正ないし作業計画を進め、今年度下半期からの実施を目指すよう重ねて要求する。

#### I 教職員の給与・手当の改善

- (1) 教育職員の役職手当を見直し、代わりに教職員全体の基本給引き上げを求める。  
一律2000円のベースアップを求める。
- (2) 助手・助教の労働条件は学部学科によって異なるが、研究が困難になるほどの教育的ノルマが課せられていることが多い。助手・助教の給与に関しては20000円の引き上げを求める。
- (3) クラブ指導をしている高校非常勤講師および外部コーチに、クラブ指導コーチ料補助として、専任教育職員と同額を支給すること。
- (4) 高校専任教育職員にクラブ指導手当を指導1回あたり1000円支給すること。
- (5) クラブ指導のために休日出勤した教育職員に対し引率出張手当相当額2000円を支給すること。
- (6) 学校説明会で日曜・祝日に出勤・出張した高校教育職員に一律2000円の手当を支給すること。

上記(1)～(6)の実施に当たっては教育職員役職手当の大幅な減額により財源を確保すること。

#### II 役職手当の改定

- (1) 役職の整理・合理化(「就業規則」別表8の改定も含む)を図ること。
- (2) 期末手当の算定基礎から、「給与規則」別表10に定める「職務に対応する加算額」を全廃すること。
- (3) 勤勉手当の算定基礎から、「給与規則」別表10に定める「職務に対応する加算額」を全廃すること。

上記の(2),(3)の内容に沿った「給与規則」の改正を速やかに行い、2016年度下半期から実施すること。

### Ⅲ センター入試監督業務手当等

私立大学における入学試験の実施は最も重要な職務であるが、入学志願者の多寡や作業量とは無関係に一律に支給する方式を全面的に見直し、実態に則した手当体系を構築すること。役職者への入試手当は不要、仮に手当の総額を増加できない場合は、作業量に応じた配分を行うこと。

- (1) センター試験を含む試験手当として、事務職員による設営準備作業や連絡・支援業務などに対し代休以外に試験手当を支給すること。
- (2) 2007年3月12日の大学評議会における学長の回答をふまえて、大学入試センターから学園に支給された委託金の詳細について学園教職員に開示すること。
- (3) 各種推薦入試において、一定倍率を越える学部学科教員へ手当を支給すること。

### Ⅳ 期末・勤勉手当及び一時金

- (1) 専任教職員に対し、夏期および冬期の一時金を2009年度以前（夏季0.6カ月、冬季1.0カ月）の方式で支給すること。その際、一時金の算定基礎に役職手当を含めないこと。
- (2) 前項に掲げた以外の非専任職員（教育職および事務職）に対し、それぞれの月数或いは支給額を前年度並みとし、支給総額を前年度よりも年1万円増額すること。

### Ⅴ 教育・研究・労働条件の改善

#### 1 育児支援制度の充実

- (1) 育児休業制度の改善は上記の環境整備と連動して全体として互いに補完し合うように設計する。現行では1年6ヶ月まで育児休業を取得できるものとなっているが、育児休業制度が利用しやすくなるように、1歳を超えた年の年度末まで取得ができるよう改正すること。（また最長3年まで取得可能とすること。）
- (2) 育児時間については、男性でも取得可能とし、3歳まで取得できるようにすること。
- (3) 教育職員が保育園や学童に預ける場合勤務証明が出されるが、現行の就業規則では、地域によっては時間外保育が認められないという問題が生じる。学園は教育職の特殊性を理解し、他の業種で認められている「不規則勤務表」を出し対応すること。

#### 2 介護休暇の充実

現行の大東文化学園介護休業規則第2条(4)によれば、対象となるのは、配偶者、子、父母の他に同居し、かつ、扶養する祖父母、兄弟姉妹及び孫となっているが、「同居し、かつ扶養する」部分の削除を求める。

#### 3 コマ数減による減給について

大東文化学園専任教員就業規則の施行に伴う大東文化学園給与規則改正における責任授業回数不足が生じた場合の減給措置について、来年度以降の実施の中止を強く求める。他方で増コマ手当は8コマまでしか認められず、それ以上のコマの場合は非常勤で対応としているものの、実際はその対応が不可能であることも考えられる。つまり増コマ手当には制限がかかっているのに、減コマによる減給については制限がかかっていないことは合点がいかない。なおかつ時間割が決まってから本人の意思と関係なく減コマになるのであるから、減給は不条理極まりないと言わざるを得ない。

#### 4 嘱託・臨時職員およびアルバイト職員・非常勤講師の待遇改善

##### (1) 雇用形態に関する件

アルバイト職員については2011年度から採用された者については3年で雇用契約が終了する問題があり、事務的な仕事を効率よく進めるにあたって、障害となっている。したがって組合としては、更新は2回まではできるようにし、かつ現場で必要であればその限りではないといった雇用形態を求める。また高校非常勤の場合は、3年の雇用期間が終了した後、学校長が認める場合は延長することができるようにすること。

##### (2) アルバイト職員の時給等に関する件

最低賃金に限りなく近い状態が続いているので、時給1200円を要求する。  
臨時・嘱託職員の給与についても一律2000円のベースアップを求める。

##### (3) 有給休暇に関する件

アルバイト職員は現在、5か月雇用後1か月の空白期間の後再度雇用する形態であるため、法的には有給休暇が取れない雇用要件になっているが、継続勤務の要件に該当するかどうかについては、勤務の実態に即して判断されるものであり、有給休暇の取得を求めたい。

##### (4) 高校のアルバイト

高校のアルバイトは、高校の実態に合わせて勤務できるようにすること。

#### 5 非常勤講師の権利等についての情報開示

DBポータルにおいて非常勤講師のためのガイドブックを掲載し、健康診断の権利や過半数代表者の選挙権についてもすぐに判るような形で明示すること。

#### 6 高校教員の教育活動支援等

(2) 高校入試業務のための専任事務職員を配置すること。

(3) 非常勤講師の教員控室が狭すぎて業務に影響が出ている。速やかな改善を求める。

(4) 1クラス収容人数が43~44人になっている学年もあり、生徒のストレスにもつながっている。また授業展開にも支障をきたしている。高校校舎教室の増築を実現すること。またこの場合食堂のスペースを教室にすることはしないこと。

(5) 現在の業者の撤退が決まった高校食堂について、すみやかに業者選定をすること。

#### 7 校舎の老朽化等に伴う修繕・改築等

高校及び大学の校舎の劣化に対して補修や、修繕、場合によっては瑕疵に基づいた対応をとること。校舎老朽化にともなう、校内各所の劣化は学生・生徒募集だけでなく、在校生の生活にも悪影響を及ぼしている。大規模な清掃・修繕・改修の計画を実現してほしい。また3号館の雨漏り等についても緊急の対応を求める。

#### 8 メンタルヘルス問題について

安全衛生委員会を高校教員が出席できる日程で開催すること。さらに現在は教職員のメンタル対応ができる組織がないため、非常勤講師やアルバイト職員も含めた教職員全体に対応する産業カウンセラーなどを可及的速やかに雇用すること。

## 9 専任事務職員の労働条件の改善等

- (1) 専任事務職員の学外研修の機会を拡大し、学習と交流を通じて広い知見を持つ人材育成システムを構築すること。また学生指導（教育と生活を含む）、ハラスメント防止など重要事項については、学園が教員も含めた形での全体研修を主催すること。
- (2) 残業の削減（36協定の遵守）に関して、サービス残業が生じないように配慮し、部署間の格差是正と残業削減のための具体的施策計画を、早急に実施すること。その際、残業実態把握のために部署別月別残業時間に関する資料を開示すること。
- (3) 学部学科改組に伴い、仕事量が激増しているにもかかわらず、事務職員人数は学部学科改組前のままにほぼ据え置かれている。したがって専任事務職員を適正な数に増やし、併せて、非正規職員の地位向上の施策にむけた取り組み計画に着手すること。
- (4) 事務職員の特別契約職員制度を廃止し、65歳定年制度に向けた導入計画を明らかにすること。

以上

### 大学組合員の皆様へ：お済みですか？文化鑑賞費補助申請

組合の会計は8月末を年度末としております。大学組合の今年度文化鑑賞費補助の申請は8月31日までです。

今年度は2015年9月1日～2016年8月31日までの間の鑑賞が対象になります。

**★2015年度より、決算の関係上、申請の締め切りも8月31日となりました。**

（年度途中にご加入の方はご加入月より8月31日までの間の鑑賞が対象です。）

申請の際は**日付・金額の確認できる半券、レシート等をご提出頂きますようお願い申し上げます。**

組合事務室休室日でもドアの下より書類を室内にお入れいただければ、次の開室日に対応いたします。どうぞお気軽にご利用ください。その際にご所属、ご氏名、受け取り方法（後日入室で手渡し、郵送、口座振り込みの場合は口座番号・口座名）を半券等の裏面にご明記ください。

（書記局）

#### <文化鑑賞費補助>

演劇・映画・音楽コンサートなどの鑑賞や書籍・CD等の購入に対して、1年間に4500円（組合費月額300円の組合員は2000円）を上限として補助しています。

美術館入館料、遊園地等入場料、スポーツ観戦、海外でのご鑑賞も対象です。

### 組合事務室開室日のお知らせ

4月の組合事務室開室日は会議、祝日等により下記の通りになります。何かとご不便をおかけ致しますが、どうぞよろしくお願い致します。

- ★ 開室日： 4月1日（金）4日（月）・5日（火）・6日（水）・8日（金）  
 11日（月）・12日（火）・13日（水）  
 18日（月）・19日（火）・20日（水）  
 25日（月）・26日（火）・27日（水）
- ★ 開室時間： 9：30～17：30（昼休み11：30～12：30）

本紙は大学組合webサイト<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>にも掲載しています。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は [daito-un@boreas.dti.ne.jp](mailto:daito-un@boreas.dti.ne.jp) にお寄せください。